

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から38年3月まで
申立期間当時、私は収入が少なく、国民年金保険料を自分で納めることができなかったが、母親が「年金は絶対納めなければいけない。」と言って納めてくれていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、昭和37年10月から平成14年9月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及び申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から、昭和38年8月ごろと推認できるところ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、申立期間直前の37年10月及び同年11月の国民年金保険料が過年度納付されていることも踏まえると、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料について過年度納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

申立期間当時、私は、病院で働いていたため、国民年金保険料などを母親に預けて、母親が、私と母親の国民年金保険料を地区の納税組合に納付していた。申立期間について、国民年金被保険者の資格喪失手続きをした記憶が無いのに未加入期間となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月に国民年金に任意加入して以降の国民年金加入期間について、60歳到達直前の平成18年6月から同年11月までの6か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の一部の期間を含む44年10月から59年7月（60歳到達時）までの国民年金保険料を完納しており、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の国民年金保険料納付済期間である昭和54年の家計簿、申立期間の一部が含まれる55年及び56年の家計簿を所持しているところ、これらの家計簿には、国民年金保険料を含む納税組合への支払い金額等が記載されており、申立人は、国民年金保険料の支払いを代行していたとする申立人の母親に申立期間の国民年金保険料を含む金員を渡していたものと認めることができる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金任意加入被保険者資格の喪失手続きの記憶は無いと主張しているところ、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて地方公務員であり、経済状況に変化は認められない上、転居などの生活状況の変化も認められないことから、申立人が、当時、喪失手続きをとらなければならない事情が見受けられない。

加えて、申立期間当時、申立人と同じ納税組合に所属していたとする複数の

隣人が、「納税組合は10世帯しかなく、住民の納付状況をほとんど把握しているが、申立人が6年間も未納であることは有り得ない。」「地区で国民年金保険料を納付しないということは、非常に難しい状況だった。申立人の家は裕福であり、納付しなかったという記憶は無い。」等の証言をしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年3月まで
母親が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料は地区の婦人会を通じて納めていたはずだ。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるほか、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除く国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険や第3号被保険者との切替手続も適切に行っている。

また、申立人の両親は、国民年金制度発足時からの国民年金加入期間（父親は昭和51年10月までの期間、母親は昭和55年9月までの期間）について、国民年金保険料の未納は無く、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳管理簿の記録から、昭和43年11月ごろに払い出されたことが推認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるところ、申立人の両親は申立期間の国民年金保険料を納期限内に現年度納付していること、及び申立人の両親の納付意識の高さを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 484

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

私は、大学卒業後、歯科医院に歯科医として勤務していた。昭和53年6月に結婚した後、妻が私の国民年金加入手続を行った際に、A市の職員から、「今なら過去の未納分をさかのぼって納付できる。」と言われたので、それまで未加入であった期間のうち5年間分の国民年金保険料を一括して納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻も昭和44年4月からの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から申立人の国民年金加入手続がなされたと推認される昭和53年9月ごろは、第3回目の特例納付の実施期間であるところ、A市は、特例納付実施期間当時、市役所の窓口で国民年金被保険者に対し特例納付を勧奨しており、納付書も発行していたと回答している上、申立人が供述する結婚当時の歯科医としての収入から、申立人には申立期間の国民年金保険料を納付する資力はあったと考えられることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで
③ 昭和48年4月から49年6月まで

私の国民年金保険料は、A市にいるところは、元妻が自分の保険料も含めて町内会長に毎月納付していたので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。また、B市にいるところは、元妻が保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について

申立人は、同期間の国民年金保険料について申立人の元妻が夫婦二人分を町内会長に毎月納付していたと主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿から、申立人の元妻は、当該期間のうち、昭和39年7月から40年1月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人及び申立人の元妻の国民年金保険料について、国民年金被保険者名簿により納付日が確認できる昭和38年4月から39年6月までの国民年金保険料は、夫婦同一日に納付されていることが確認でき、申立人の元妻が、申立期間②のうち、39年7月から40年1月までの国民年金保険料については現年度納付していることを踏まえると、元妻は、申立人の当該期間に係る国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、申立人の元妻は、申立人と離婚して別居後の40年7月3日に

過年度納付していることが確認できるところから、申立人の当該期間の国民年金保険料と一緒に納付したとは考えにくい。

2 申立期間①及び③について

申立人の元妻が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の元妻は、当該期間の国民年金保険料の納付方法についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻も当該期間の国民年金保険料は未納である上、申立人の当該期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和26年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和26年4月1日にA社に入社した。社会保険庁の回答は、26年8月1日に資格を取得したこととなっているが、私が所持する厚生年金保険被保険者証には、26年5月1日付けで資格取得となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容等に係る具体的な供述及び同時期に入社したとする元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A社（現在は、(株)A社。以下同じ。）に勤務していたことが認められる上、当該元同僚には申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和26年5月1日付けと記載されていることが認められる上、(株)A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日も同日付けになっていることが確認できる。

さらに、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は、申立人を含め5人いるが、申立人のみ社会保険庁のオンライン上の記録と被保険者資格取得届における記録とが異なっていることが確認できる。

加えて、当該資格取得届には、社会保険事務所の確認印が無いが、元同僚には届出どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日が社会保険事務所の保管

するA社に係る被保険者名簿により確認できることから、社会保険事務所に提出したものの控えであると推認することができる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和26年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿のA社における被保険者資格取得時(昭和26年8月)の記録から3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が 20 万円となっているが、給与支払明細書の基本給では 30 万円となっているので、当該記録の相違について調査してほしい。

3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書から、申立期間の標準報酬月額は 30 万円であることが確認できる。

また、当該給与支払明細書から、申立期間に係る各月の厚生年金保険料の控除額は、標準報酬月額 30 万円に相当する金額であることが確認できる。

このことについて、A社に照会した結果、「当時の記録は保管しておらず、また、当社は社会保険労務士に厚生年金保険の手続を依頼していたが、当該労務士事務所の当時の所長は既に死亡しているため、当時の手続は不明である。」と回答しているものの、申立当時、申立人と同時期に入社した元同僚は、「営業所立上げのため出資金 200 万円が必要と言われ、基本給 30 万円ということで、申立人と一緒に入社した。」と申立人と同様の証言をしている。

さらに、申立人が所持する給与支払明細書の様式について、当該様式の製造業者であるB社に照会した結果、「その給与支払明細書の様式は、昭和 55

年5月販売のもので、昭和60年になって様式自体の変更は無いものの、支給額欄の項目に交通費の科目が追加されている。同様式は平成5年5月に販売を停止した。」と回答しており、申立人が所持する給与明細書には交通費の科目が計上されていることが確認できることから、A社は、申立期間において、同様式の給与支払明細書を使用していたことが推認される上、申立人が所持する昭和63年6月分の給与支払明細書の検印欄に事業主の氏名と同じ「C」の印が押され、その下部に同社の会社印が押されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額とが一致しないことから、事業主は給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料額に見合う保険料について納入の告知（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月21日から同年3月8日まで

私は、昭和36年2月13日にB社に入社して以降、平成14年1月31日に退社するまで、転勤はあったもののずっと在籍していた。

途中に厚生年金保険の空白期間があるのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

B社(現在はC社。以下同じ。)の人事記録及び同社への照会結果並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し(昭和40年3月8日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事後主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から53年3月まで

私は、昭和46年に結婚して2、3年後に国民年金に加入し、未加入分の国民年金保険料を一括して納付したはずであり、その後は地区の納付組織で夫婦二人分を一緒に納付した。国民年金保険料納付済期間の途中の約5年間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金加入手続の時期や国民年金手帳の受領等についての記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から、昭和55年6月ごろと推認され、申立人が主張する期間（昭和46年に結婚して2、3年後）当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金に加入した昭和55年度以降、60歳到達時まで国民年金保険料を納付した場合の通算の保険料納付済月数は257か月となり、申立人の年金受給に必要な納付月数（288か月）を満たさないところ、申立人は、昭和55年6月28日に、申立期間直前の46年12月から47年8月までの期間（9か月）及び申立期間直後の53年4月から55年3月までの期間（24か月）の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付しているが、この納付月数は年金受給に必要な納付月数とほぼ一致する。このことから、当該特例納付等は、年金受給に必要な納付月数を満たすことを目的としていたものと考えられ、申立人が、申立期間の国民年金保険料も併せて特例納付したことをうかがわせる特別の事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 487

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年3月まで

申立期間当時、家業である工務店の事務を手伝っており、父から「20歳になったので自分で国民年金保険料を納めに行くように。」と言われて、自分で保険料の納付を行ってきた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から、昭和42年6月ごろと推認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、市の国民年金被保険者名簿から、その時点でさかのぼって納付可能な申立期間直後の40年4月以降の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時、家業の工務店で雇っていた者の国民年金保険料も一緒に納付していたと主張しているが、この者の申立期間に係る国民年金保険料は、社会保険庁の特殊台帳から、昭和43年10月に申立人がA市に転居した後の昭和45年7月1日から47年6月30日までの間に特例納付(附則13条)されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から57年3月まで
夫が厚生年金保険の資格を喪失したので、私が昭和56年6月ごろに夫婦二人分の国民年金への加入手続をA市役所で行い、それ以降、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していた。
今回、私の年金記録を確認したところ、夫が納付済みである期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、A市の申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿の記載から、昭和56年7月10日に払い出されたことが確認できる一方、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「加入もれ(57.12.10届)」の記載が確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年12月に払い出されたことが推認されることから、申立人の主張する夫婦同時の国民年金への加入は確認できないとともに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことと推認される昭和57年12月時点では、申立期間は過年度となるが、申立人には、申立期間の国民年金保険料について、さかのぼって納付した記憶は無く、当該期間の国民年金保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から58年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から58年4月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫がボーナスをもらう7月と12月の2回に分割して納付し、1月から6月までの保険料を7月に、7月から12月までの保険料を12月に、それぞれA町役場の庁舎内で一括して納付した。

確かに、夫が国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、特殊台帳から、申立人には過年度納付書が2回発行されていることが確認でき、社会保険事務所に照会した結果、「過年度納付書の発行に係る通常の事務手続として、過年度納付書を2回発行するのは、最初に未納期間に係る過年度納付書を発行後、納付が確認できなかった場合、再度、同期間の過年度納付書を発行することとなる。また、過年度納付書を発行後、納付が確認されず時効を考慮し納付勧奨のはがきを出す。」と回答している。

このことを踏まえて、社会保険庁の申立人に係る特殊台帳の記録を見ると、昭和56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料の過年度納付書が昭和56年度及び57年度にそれぞれ発行されたことを示す記載が確認できるとともに、56年4月から57年3月までの期間の過年度納付書が発行された後に、納付勧奨を目的としたはがきが申立人に送付されていることが確認できることから、当該記載は、申立期間当時、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年11月までの期間及び14年4月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年11月まで
② 平成14年4月から16年6月まで

私は、低所得のため毎年免除の申請はしていた。申立期間を申請免除した記録が確認できないとのことであるが、納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無い上、申立人の免除申請手続に関する記憶は曖昧である。

また、申立期間①については、A市が保管する国民年金被保険者名簿の平成3年11月19日付けの戸別訪問指導記録に、「去年は申請免除の手続をしたが、今年は手続するのを忘れていたのですぐに手続に行く。」旨が記載されていることが認められ、申立人が平成3年4月からの保険料免除の申請手続を失念していたことがうかがわれる一方、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は4年1月に申請免除の手続をしたことが確認でき、その時点で免除が可能である前月にさかのぼり3年12月から免除されたものと考えられる。

さらに、申立期間②については、申立人は、毎年、免除申請書を提出していたと主張しているものの、A市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録には申立人が免除申請を行った記録が確認できず、申立期間においては、少なくとも2回は免除の申請手続が必要であり、行政側が続けて誤った事務処理を行うとは考えにくく、ほかに申立人が申立期間②に係る国民年金保険料の免除申請手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年8月までの期間、47年2月、48年4月から同年10月までの期間並びに54年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年8月まで
② 昭和47年2月
③ 昭和48年4月から同年10月まで
④ 昭和54年4月及び同年5月

申立期間の国民年金保険料については、父が地区の納付組合を通じて納付したと思う。このほかに父は役場で私の国民年金保険料をまとめて納めたこともあると言っていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の父親は既に死亡していることから、当該申立期間に係る国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立期間①及び②は、社会保険庁の記録では未加入期間であること、及び申立期間④は、昭和54年3月に厚生年金保険被保険者資格喪失後の未加入期間であることから、申立期間①、②及び④は国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる上、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間③については、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から、昭和50年11月ごろと推認でき、社会保険庁の特殊台帳の記録から、申立人は、申立期間③直前の47年3月から48年3月までの期間の国民年金保険料を第2回特例納付で納

付しているものの、申立期間③は第2回特例納付の対象期間でない上、申立期間③直後の48年11月から50年3月までの期間の国民年金保険料を50年11月8日に過年度納付していることが確認できるが、この時点では、申立期間③のうち、48年10月分を除き、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 8 日から 35 年 7 月 31 日まで
私は、昭和 31 年 10 月 8 日から 35 年 7 月 31 日まで、A社B工場に勤務した期間の脱退手当金を受給したこととなり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場に係る社会保険庁の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者整理番号の前後 56 人について、脱退手当金の支給記録を確認した結果、脱退手当金の支給記録のある者は 29 人で、そのうち申立人を含む 26 人に当該事業所を退職後に脱退手当金の支給記録がある上、24 人が 3 か月以内に支給決定を受けていることが確認できる。

また、申立人は、「事業所は、従業員が退職時に脱退手当金を受け取るか否か又は年金財源として残しておくかの署名をさせていた。」と供述していることから、事業所は脱退手当金について説明し、受給希望者について代理請求した可能性が考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 58 日後の昭和 35 年 9 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

その上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 207 (事案 60 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月から 36 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 7 月 21 日に大型自動車運転免許を取得後、A 社に入社し、A 社 B 営業所に勤務した。

昭和 36 年 9 月 1 日以降の厚生年金保険の加入記録しかないのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の入社時にいたとする申立人の元上司及び元同僚についても、その時期の厚生年金保険の加入期間が無いことから、申立人の A 社 B 営業所における在籍期間を確認することができない上、同社同営業所の元事務担当者に照会した結果、申立期間当時の関連資料が無く、申立人が毎月の給与から健康保険料及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いことはおかしいと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 208

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 8 年 11 月 16 日まで
私は、平成 6 年 12 月 1 日から A 社に月額給与 50 万円の条件で入社し、50 万円から諸控除後の金額で給与振込みをしていた。
社会保険事務所で記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が 36 万円となっており納得できないので、申立期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と B 厚生年金基金の記録上の標準報酬月額は一致している上、元同僚に照会した結果、「社会保険事務所の記録に基づき、厚生年金保険料を給与控除していたと思う。」と証言しており、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人を A 社に紹介した者の証言から、申立人は、申立人が主張する報酬を得ていたこととはうかがわれるものの、厚生年金保険法第 75 条の「保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない。」という規定に基づき、仮に標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。